

福島町産業振興促進計画

平成 31 年 2 月 1 日作成

北海道松前郡福島町

1. 計画策定の趣旨

(1) 地理的・自然的現況

福島町は、北海道の南西部、渡島半島の南端に位置し、面積は 187.28 km²で、東は知内町、西は松前町、北は大千軒岳（1,072m）を挟んで檜山管内上ノ国町と接しております。

北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡に面した海岸線は、東の矢越岬から西の白神岬まで変化に富んだ美しい景観を有しており、北海道最南端の道立自然公園を形成しています。総面積の 93%を山岳丘陵が占めており、河川の流域に狭隘な平坦地が展開しています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、年間を通じて道内では比較的温暖な気候に恵まれていて、道内でも雪解けが早い地域であります。

(2) 地域の人口や産業等の動向

町内の各地域で、縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献による歴史としては、1189 年（文治 5 年）に奥州藤原氏の一族が海峡を越え、定住したことに始まると言われております。

その後、1616 年（元和 2 年）には、松前藩が千軒地域（知内川上流）で砂金堀を行ったとの記録がありますが、当時の生活は漁業を中心に営まれ、5 つの村（福島村・白符村・宮歌村・吉岡村・礼髭村）が形成されておりました。

明治維新後は町村制の施行によって福島町と吉岡村になり、1955 年（昭和 30 年）には、福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しております。

当町の人口は、昭和 30 年実施の国勢調査人口 13,428 人をピークに、その後は減少に転じ、青函トンネル工事着工後の昭和 45 年から昭和 50 年にかけて一時的に増加しましたが、昭和 60 年に青函トンネルが完成し、供用開始の昭和 63 年より一気に工事関係者の転出が進み、平成 29 年度末では、4,186 人（平成 30 年 3 月末住民基本台帳人口）と、大幅な人口減少となっております。

年齢 3 区分別の人口については、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15～64 歳）がそろって減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）の増加が著しく、平成 22 年の年少人口比率は昭和 30 年の約 5 分の 1 に縮小し、高齢者人口比率は約 8 倍に拡大するなど少子高齢化が進んでいます。

基幹産業は、津軽海峡に面しているという自然的・資源的条件を活かしたイカ釣り等の漁船漁業やコンブ養殖業とともに、それらの海産物を利用した水産加工業を基盤としていますが、以前は最も多かった水産加工業を含む第2次産業の就業者数の減少が進んでおり、近年では、商業・サービス業などの第3次産業の就業者が上回る状況となっています。

(3) 今後の見通し、将来ビジョン

「第5次福島町総合計画」（平成28年度～平成35年度）において、「次世代を担うリーダー等の育成」、「産業の再生による雇用の創出」、「若者等の定住促進と子育て環境の充実」、「がん予防対策の充実」、「高齢者等の安心安全な生活環境の充実」を重点施策と定め取り組みを強化し、先人が築いてきた歴史や基盤を大切にしながらも、新たな視点を加え、今住んでいる私達が輝くことで「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めています。

特に、農林水産業担い手対策及び人材育成に対する支援、地元中小企業者が行う事業活動に対する支援、定住促進・子育て支援対策等の事業を展開しております。

このような当町の現状を踏まえた課題の解決に当たり、半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項の規定に基づき、本計画を作成します。

2. 計画の対象とする地区

福島町全域（渡島半島地域）

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 対象地区の産業振興の基本方針

(1) 福島町の産業の現状

① 農業

気候的に恵まれた地域ではありますが、地形的条件は悪く農耕地は狭隘

で就業者の高齢化と後継者不足によって零細な経営規模となっており、専業農家戸数も減少傾向にあることから、生産体制の弱体化や農業活動の低下により非常に厳しい状況となっています。

②林業

当町は、道南スギの人工林地帯で、森林面積は町の面積の 93%を占めており、そのうち民有林（町有林・その他民有林）は約 20%、国有林・道有林が 80%となっていますが、林業就業者の高齢化と収益性の低下が相まって造林に対する意欲の低下につながっており、その結果、現在は林業を生業とする事業者がいない状況にあります。

③水産業

当町の漁業は、古くから、イカ釣り漁業やサケマス流し網漁業などの沖合漁業を中心に営まれてきましたが、近年は、コンブ養殖業が漁業生産額の約 6 割を占めるようになり、現在では、当町の基幹漁業となっています。

一方で、近年の気候変動に伴う海洋環境の変化等により、回遊資源の減少、魚価の低迷や燃油価格の高騰などにより、漁業を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに従事する漁業者の減少、高齢化が進行している状況となっています。

④商業

当町の商店数等の推移は、平成 26 年度実施の商業統計調査で、商店数は 62 店、従業者数 216 人で、年間商品販売額は 3 億 4 千万円となっております。平成 19 年度の同調査と比較すると、商店数で 33 店の減、従業者数で 111 人の減、年間商品販売額は 9 千 4 百万円の減と大きく減少し、購買力の町外流出、後継者不足、交通網の整備と自家用自動車の普及、情報メディアの多様化等により消費者ニーズは大きく変化しており、商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

⑤工業

当町における工業は、水産加工業、コンクリート製造業、食料品製造業で、製造業の大部分を占めているのが水産加工業となっています。

特に水産加工業は、全国のスルメ生産の約 9 割が北海道産で、その内の 7 割が当町と隣町の松前町で生産されており、当町の経済に大きな影響を与える重要な基幹産業となっています。

しかし、就業者の減少と高齢化が著しいため、人材の確保が大きな課題となっております。

加えて、近年のイカ漁の不漁による原材料の確保が困難な状況が続いており、廃業を余儀なくされる事業者が出てきております。

⑥観光

町内の海岸線の一部は、「松前矢越道立自然公園」に指定され、観光素材として青く澄んだダイナミックな海岸線や、道南の秀峰大千軒岳といった豊かな地域資源に恵まれております。また、江戸時代初期の砂金採取や蝦夷キリシタン殉教の地などの独特な歴史と文化を有しております。

観光施設としては、「横綱千代の山・千代の富士記念館」、「青函トンネル記念館」があり、二人の大横綱の偉業と世紀の大工事を後世に伝えています。

観光客の入込数については、ここ数年は、75,000人から70,000人台で推移しております。

当町の観光は通過型観光がメインとなっており、宿泊施設も少ないことから、宿泊を伴う観光客数は毎年約2,200人程度となっております。

こうしたことから、交流人口の増加のための方策として、地域資源を活用した交流促進や宿泊施設の充実が求められています。

⑦情報サービス業等

町内で、これまで情報サービス分野においては、特に目立った進出はないものの、民間事業者によりFTTH整備が進んでいる状況にあります。FTTH整備率は79.9%となっており、一部ブロードバンドサービスが提供されない地域が存在しております。

⑧企業誘致及び起業支援

福島町企業誘致条例（昭和63年/福島町工場誘致条例（昭和57年）全部改正）を制定し、企業誘致に取り組んでおり、これまで町外から、5社（製造業）の進出がありました。

そのうち3社は既に撤退し平成4年の進出を最後に、その後は誘致が進んでいない状況でありましたが、平成25年に1社（情報サービス業）、平成29年に1社（水産加工業）の進出がありました。

（2）福島町の産業振興を図る上の課題

①農業

当町の農業は、1戸当たりの経営面積が小規模で、田畑については、団地化されていないため大規模経営を促進するのは厳しい状況にあり、経営規模が零細で農協の出荷体制が整備されていないため流通面で不利な状況にあります。

また、就業者の高齢化及び担い手不足による農業者の減少が著しいことから、後継者育成のための支援策により就業者の確保に努めるとともに、農地の有効利用を図る必要があります。

農業経営の安定を図り農業者の所得向上のため「福島版営農モデル」を策定し、意欲のある新規就農者の促進を促し、地域経済を支える産業の一つとして農業を推進します。

②林業

森林は、土砂災害の防止、水源の涵養等の多くの多面的公益的機能を有しており、これらの機能向上に努めることはまちづくりを推進するうえで重要な課題であります。

助成制度などを活用した民有林の適正管理及び町有林の整備・保全を図るため、林道や作業道の生産基盤の整備を図るとともに、林業後継者の育成・確保に努めながら、森林組合の育成強化を推進します。

③水産業

基幹産業である漁業の振興を図るため、「浜の活力再生プラン」により、計画的・継続的な産業振興策を展開する必要があります。

また、生産の向上及び安定を図るため生産基盤の整備として、引き続き漁港の整備を促進するとともに、アワビ・ウニの人工種苗等を放流するなど資源の維持・増大を図るほか、新たな魚種及び海藻などの養殖事業化の検討を進め、生産の増大と漁業所得の向上に努める必要があります。

④商業

多様化する消費者ニーズの高まりやイカ漁の不漁に伴う漁業者及び水産加工業者の不況により、町内での購買力が低下している状況が続いていることから、経営の効率化を図り、商店街の自立と活性化に向けた取り組みを支援し、町内での購買力向上に取り組む必要があります。

⑤工業

町内の工業で中心的な水産加工業は、ここ数年の全国的なイカ漁の不漁

に伴う原料不足及び価格の高騰などの要因により、大変厳しい現状にあります。

これらの課題解決に向けて、関係団体と連携を深めながら、原材料確保や輸入枠の拡大などの対策を講ずるよう、国や道などへ要請するとともに、新しい加工製品の開発等に取り組む必要があります。

また、外国人技能実習生などの人材活用を推進するため、外国人技能実習生の受入に対する支援の継続が必要です。

⑥観光

当町の持つ優れた自然環境や歴史・文化などの優れた地域資源を活用した体験観光を推進するとともに、町内にある観光施設の情報発信に努めながら集客増に向けた取り組みが必要です。

また、函館港に寄港するクルーズ船等の外国人観光客などの対応について、取り組みを進める必要があります。

⑦情報サービス業等

民間事業者によりサービスが提供されているが、FTTH の未整備な地域があることから、これらの解消は、地域格差や地理的な制約を克服することにつながり、情報サービス産業等の誘致・創出が期待できるものであるため、解消に向けた取り組みを進める必要があります。

⑧企業誘致及び起業支援

北海道新幹線開業により、関東圏との交通アクセスは向上したことから、こうした優位性や企業に対する様々な支援策を発信することにより、企業誘致を進め雇用創出を図ることにより、定住化につなげることが求められています。

また、既存産業を支える人材の育成を図るとともに、農林水産業の地域資源を活かした 6 次産業化による地域ビジネスを拡大するため、起業を促進するための体制を整備する必要があります。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

- (1) 製造業
- (2) 旅館業
- (3) 農林水産物等販売業

(4) 情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

福島町の産業を振興するため、各主体が連携を図りながら下記の取組を推進します。

(1) 福島町

- ①租税特別措置活用の促進
- ②地方税の不均一課税
- ③設備投資・雇用促進のための補助金
- ④地域外企業誘致のための取組
- ⑤産業振興のための人材育成

(2) 北海道

- ①租税特別措置活用の促進
- ②設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等
- ③地域外企業誘致のための取組
- ④産業振興のための人材育成
- ⑤雇用拡充の取組

(3) 関係団体

①福島町商工会

経営研修等による人材育成の実施、経営改善指導、有利な補助制度及び融資制度の周知等

②福島吉岡漁業協同組合

- ア 漁業者等への指導、経営基盤の強化
- イ 水産物のブランド化、消費拡大、宣伝、販売促進
- ウ 生産組織の育成・強化のための各種研修会・講演会・懇談会の開催
- エ つくり育てる漁業及び資源管理型漁業の推進

③福島町観光協会

- ア PR活動の強化
- イ 各種イベントの開催

- ウ 会員相互の情報交換、発信力強化
- エ 新幹線木古内駅活用推進協議会及び 4 町広域連携観光団体との連携強化

7. 計画の目標

計画期間中（平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日）の目標を次のとおりとします。

業 種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	2
農林水産業	1	2
情報サービス業	1	2
旅館業	1	2
その他	1	2